

別表2 別送書類一覧

1 共通審査自治体に提出する書類

| 書類名            | 備考  |
|----------------|---|
| 別送書類送付書        | 電子調達システム（物品等）から印刷したもの   |
| 納税証明書（国税）      | 税務署で発行<br>・法人事業者は様式その3の3 未納のないことの証明<br>・個人事業者は様式その3の2 未納のないことの証明  |
| 納税証明書（愛知県税）    | 【愛知県に納税義務のある者】<br>愛知県の県税事務所で発行<br>・法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）<br>・個人事業者は個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）<br>※愛知県内に事業所がない者等で納税証明書（愛知県税）が受けられない場合は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。<br>書類は、電子調達システム（物品等）から印刷可能 |
| 履歴事項全部証明書      | 【法人事業者のみ】<br>法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの）  |
| 身元（分）証明書       | 【個人事業者のみ】<br>・本籍地の市区町村長が証明したもの。（日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書）  |
| 登記されていないことの証明書 | 【個人事業者のみ】<br>・法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録がないことを証明したもの<br>※全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口で発行。<br>（東京法務局では郵送申請も可能）  |

- ・納税証明書、履歴事項全部証明書、身元(分)証明書及び登記されていないことの証明書は、仮受付日（データ送信日）から前3か月以内、または仮受付日以後に発行されたものに限る（コピー可）。
- ・在留カード又は特別永住者証明書の裏面に住居地変更の旨の記載がある場合は裏面の写しも提出してください。

2 豊橋市に提出する書類

豊橋市が共通審査自治体ではない場合、提出書類は原則不要です。ただし、豊橋市税について、豊橋市が納税を確認できない場合はご連絡しますので、納税証明書または豊橋市税の納税義務がないことの申出書を提出してください。